

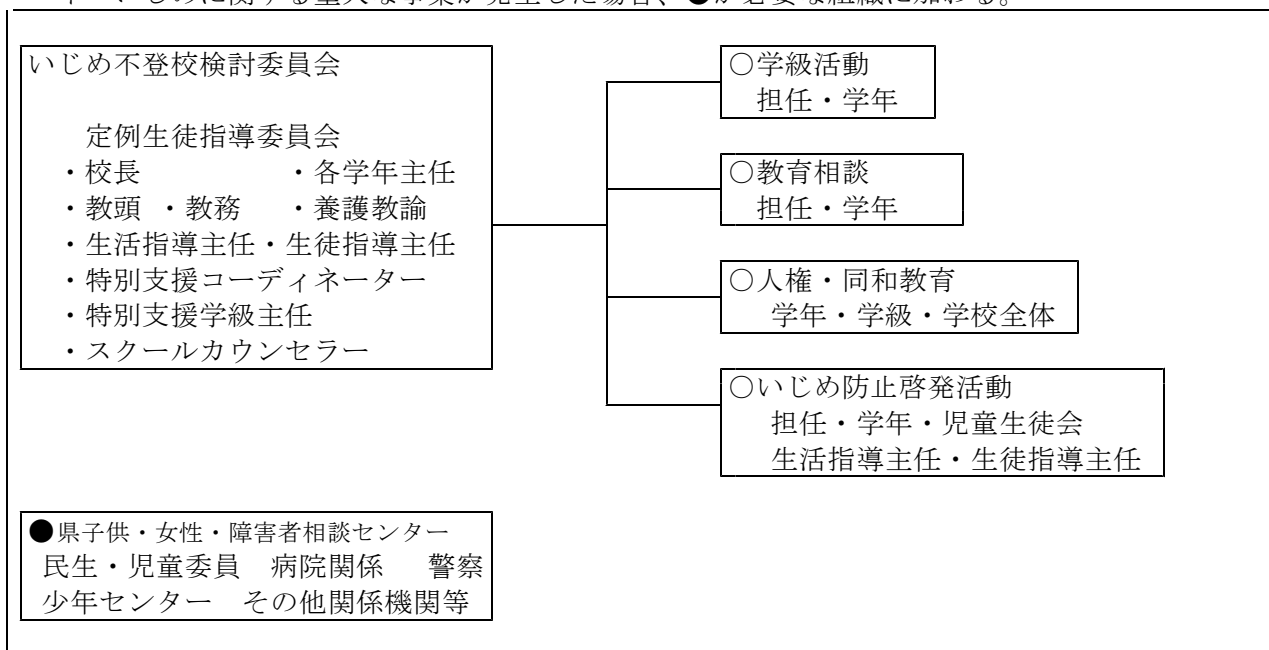
## 伏虎義務教育学校いじめ防止基本方針

### ① いじめの防止

- ア いじめの未然防止に取り組むことが最も重要であることを認識しながら、日々の児童生徒との人間関係づくりを大切にし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- イ いじめ防止や未然防止啓発活動に学校全体で取り組み、温かい人間関係づくりをめざす。
- ウ 「いじめ問題を根絶する5か条」を教職員全員が常に心がける。
  - ・いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである、という認識を持つ。
  - ・いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である、という一貫した強い姿勢を貫く。
  - ・小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
  - ・いじめられている子供の立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
  - ・日頃から子供・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。
- エ 被害児童生徒、保護者の立場に立ち、教職員が一丸となって、いじめの解消に努める。

### ② いじめ不登校検討委員会の設置

- ア いじめを認知した場合、以下の組織で対応する。
- イ いじめに関する重大な事案が発生した場合、●が必要な組織に加わる。



### ③ いじめ防止対策基本方針

- ア いじめの早期発見と実態把握
  - ・いじめアンケートから            ・保護者用のチェックシートから
  - ・日常の言動や行動の観察や生活ノート、個人ノート、日誌から            ・教育相談活動から
  - ・ネットパトロールから            ・気になる児童生徒宅への家庭連絡や家庭訪問、懇談会等から
  - ・地域住民から
 ※いじめを認知した場合は速やかに教育委員会に報告を行う。
- イ いじめを受けた児童生徒と保護者の支援、いじめを行った児童生徒と保護者への対応と指導等
  - ・いじめを受けた児童生徒、保護者と養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
  - ・いじめを受けた児童生徒、保護者の要望により一時的な別室への避難など解決に向けた対

応の相談

- ・いじめを行った児童生徒、保護者への指導等、警察等の関係機関との連携

ウ いじめ防止活動

- ・学級活動      ・道徳の授業      ・人権・同和教育      ・児童生徒会活動

#### ④ いじめに対する対応と指導

##### ■ いじめを受けた児童生徒への対応

○まず、いじめを受けた児童生徒、保護者の気持ちを理解することを最優先し、正確な事実確認（5W1H）を行う。

○学校は全力でいじめから絶対に守るという意志を伝える。

○事実関係把握後は、いじめを受けた児童生徒、保護者の意向を汲みながら安心して学校生活を送るための今後の具体的な対応策を示し、話し合い、協力を求める。

○いじめを受けた児童生徒の心のケアのため、保護者と連携し、指導と支援を継続し、子供の様子等を定期的に伝える。

##### ■ いじめを行った児童生徒、保護者への対応

○いじめを行った児童生徒に正確な事実関係の確認（5W1H）を行い、保護者に事実を伝える。

○いかなる理由があってもいじめは絶対に許されないということを理を尽くして論じ、自らの行動を確認させる。

○いじめを行った児童生徒の間違った考え方や、被害児童・生徒の心の痛みを理解させ、言動を反省させて謝罪に導き、今後の行動を考えさせることを通して、望ましい人間関係の構築につなぐ。

##### ■ まわりで傍観している児童生徒への対応

○まわりではやしたてたり、見て見ぬふりをすることは、いじめを深刻化させることにつながることを理解させ、集団の一員としての役割を自覚させる。

○いじめられている側にも問題があるという考え方を排除し、自分が所属している集団が持つ問題点を洗い出し、児童生徒が自主的・主体的にいじめ防止や解決に取り組めるようにする。

○解決したと思われる場合も、その後の児童生徒の言動や表情などに十分に注意し、実態をきめ細かく把握し、情報収集に努める。いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の心のケアを継続して回り、保護者と連携しながら、指導と支援を継続していく。

**※チェックシートを活用し的確な対応ができているか、検証しながら、迅速にまた慎重に対応する。**

#### ⑤ 教職員の指導力向上と評価と改善

○いじめの対応に関わる具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議・現職教育等で理解を深め、普段から教職員の共通理解を図る。

○研修資料を活用し、いじめへの対応に係わる教職員の指導力向上を図る。

○学校評価アンケートや教職員の反省と提言などを活用し、取組を検証し、改善していく。

○いじめの有無のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な対応等を評価する。